

専決処分報告（調停）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件7件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成29年9月4日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第63号 賃料等請求調停事件	東区東雁来団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計316,100円を今後分割して平成34年2月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成29年9月4日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第67号 賃料等請求調停事件	手稲区星置駅前団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計445,900円を今後 分割して平成30年11月末日まで に支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成29年10月2日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第82号 賃料等請求調停事件	豊平区月寒団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃153,000円を今 後分割して平成34年1月末日まで に支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成29年10月2日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第84号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃133,120円を今 後分割して平成34年7月末日まで に支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成29年10月6日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第81号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計234,800円を今後 分割して平成33年8月末日まで に支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成29年10月19日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第73号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住 宅に係る滞納家賃及びこれに対す る延滞金の合計343,200円を今後 分割して平成34年10月末日まで に支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	調 停 の 概 要
7	平成29年11月1日 札幌簡易裁判所 平成29年(ユ)第100号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計270,700円を今後分割して平成34年4月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>